

ヤンバルテナガコガネ密猟防止協議会設置要領

(名称)

第1条 本協議会は、ヤンバルテナガコガネ密猟防止協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき国内希少野生動植物種に指定されているヤンバルテナガコガネの保護増殖事業を効果的に推進するため、本種及びその生息地に関係する機関相互の緊密な連携を図り、もって生息地における本種の密猟を防止することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について情報交換等を行い、必要な対策を協議するものとする。

- (1) 密猟者からの本種の保護に関すること。
- (2) その他本種の保護を進める上で、各機関の連携を図るために必要な事項に関すること。

(構成機関等)

第4条 協議会は、次の機関をもって構成する。ただし、必要に応じ構成機関以外の機関または関係者の出席を求め、意見を求めることができるものとする。

- (1) 林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
- (2) 内閣府沖縄総合事務局北部ダム事務所
- (3) 内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所
- (4) 琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター与那フィールド
- (5) 沖縄県文化環境部自然保護課
- (6) 沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- (7) 沖縄県教育庁文化課
- (8) 沖縄県警察本部生活安全部生活保安課
- (9) 沖縄県名護警察署
- (10) 名護市
- (11) 名護市教育委員会
- (12) 国頭村
- (13) 国頭村教育委員会
- (14) 大宜味村
- (15) 大宜味村教育委員会
- (16) 東村
- (17) 東村教育委員会
- (18) 国頭村森林組合
- (19) 在沖米海兵隊環境保全課
- (20) 環境省那覇自然環境事務所

(協議会の開催)

第5条 協議会は、毎年1回開催することを原則とし、必要がある場合は、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省那覇自然環境事務所に置く。

附則

この要領は、平成13年7月16日より施行する。

平成14年9月20日一部改正

平成15年9月9日一部改正

平成19年9月12日一部改正